

12 二地域居住等の推進について

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とし、テレワークの普及や、地方での豊かな生活への関心が高まったこともあり、地域の多様な魅力を活かしながら、個人のライフスタイルの選択肢を広げることのできる「二地域居住」に対するニーズが高まっている。人口減少が進行する我が国において、「二地域居住」は地域社会の活性化や地域資源の有効活用を促進するとともに、都市と地方が相互に補完し合う持続可能な社会の構築に資する重要な取組である。

こうした中、関東地方知事会では、令和3年度より、全構成都県が参加する研究部会を設置し、二地域居住の推進に関する制度的課題や政策的対応について検討を重ねるとともに、各都県では、官民連携によるサテライトオフィスの整備促進、二地域居住者への情報提供や住まいの確保、副業・兼業のマッチング支援など、様々な取組を展開している。今後、首都圏とその近隣県という地理的優位性を最大限に活かして、二地域居住者への支援や取組の拡大を図っていく。

国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2025」において、「ふるさと住民登録制度」の創設や関係人口の拡大、地域拠点の形成、交通・医療・教育インフラの再設計など、二地域居住の推進に資する施策を位置づけ、取組を進めており、関東地方知事会としても、国による制度設計や実証実験等が行われる際には、積極的に協力していく考えである。一方で、二地域居住のさらなる普及に向けては、前提となる二地域居住者の定義が明確ではないことに加え、その実態把握、公共サービス提供体制の整備とその財源確保など、依然として多くの課題が存在している。これらの課題解決に当たっては、国の強力なリーダーシップのもと、まずは二地域居住者の定義を明確にし、その定義に基づいて実態を把握した上で検討を進め、自治体と民間が一体となって取り組むことが不可欠である。

については、次の事項について、特段の措置を講じられたい。

1 ふるさと住民登録制度について

- (1) 情報提供やサービスの展開により、広域的な視点から二地域居住の促進を図るため、市町村に加え、都道府県においても活用可能な仕組みとともに、導入や運用に当たり、必要な財政的・技術的支援を講じること。
- (2) 都道府県が、二地域居住の促進を図る基礎データとするほか、災害時の二地域居住者の把握等に活用できるよう、二地域居住者の定義を明確にした上で、二地域居住者の数や実態把握を可能とする全国統一のシステムを構築すること。
- (3) 二地域居住促進施策は、移住促進と密接に関連しており、二地域居住者の動向に加え、移住者の状況を的確に把握することが重要である。二地域居住者及び移住者の実態を把握するためには、全国不統一である「二地域居住者」及び「移住者」の定義を明確化した上で、二地域居住者の動向に加え、住民基本台帳法に基づく転入・転出時に、異動理由等を把握するなど、移住者の動向も体系的に把握できる仕組みを構築すること。
- (4) 制度設計に当たっては、登録時における申請方法を簡易にするほか、登録時に特典を付与するなど、登録が促進されるような仕組みを検討すること。また、制度開始後は、登録者が家庭ごみの排出などの行政サービスを、住民と同様に円滑に受けられるよう、身分証明としてのメリットなどについて広報・周知を徹底し、制度が広く活用されるよう努めること。

2 二地域居住者の受益と負担及び自治体の負担について

- (1) 「ふるさと住民登録制度」において、各自治体が二地域居住者に対し、ワーケーション施設の利用や自然体験教育など、地域資源を活用した行政サービスを提供できる仕組みを構築すること。ただし、自治体間での過剰な競争を招くことのないよう、持続可能なサービス提供を可能とする制度設計に配慮すること。また、各自治体が行政サービスを提供する際に、フリーライダーであるとの疑念を持たれぬよう、二地域居住者が受益に応じた適切な負担を行う仕組みを検討すること。
- (2) 行政サービス提供に伴う自治体の財政負担を軽減するため、必要な財政措置を講じるなど、適切な財源確保策について検討すること。

3 多様な働き方の促進について

- (1) 二地域居住により地域課題に関わる人材を増やしていくためには副業・兼業などの多様な働き方の更なる促進が必要であることから、企業に対し、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」の周知を図るとともに、副業・兼業の促進等多様な働き方の機運醸成を国を挙げて推進していくこと。
- (2) 企業がテレワーク制度を導入することは、人材確保、多様な働き方の促進など大きなメリットがあるものの、労務管理や情報管理のルール整備が課題となっている。については、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」を踏まえた労務管理制度の整備支援や、テレワークでの働き方モデルの提示・アドバイザー派遣などによる多様な職種でのテレワーク促進を図ること。

4 住まいの確保支援について

民間の立場から、二地域居住促進に必要な「住まい」「なりわい」「コミュニティ」に関する支援を行う「特定居住支援法人」の指定がさらに進むよう、二地域居住者を支援する人材・団体の育成を行うとともに、指定された法人が活動を円滑に進めるための財政支援等の拡大を図ること。